

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市臨時的任用職員取扱規則等の一部改正 (人事課) 2
- 亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 3

### —— 告 示 ——

- 亀岡市防犯カメラ取扱要綱 (安全安心まちづくり課) 4
- 地縁団体の認可 (自治防災課) 9
- 亀岡市住民基本台帳カード事務取扱要綱の一部改正 (市民課) 9
- 公示送達 (高齢福祉課) 10
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 12
- 簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱 (建築住宅課) 12
- 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部改正 (建築住宅課) 21
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 22
- 住民基本台帳の職権消除 (市民課) 22

- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 22
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 23

### —— 訓 令 ——

- 亀岡市コンプライアンス推進本部設置要綱 (人事課) 24

### —— 公 告 ——

- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 25
- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 26
- 地域住宅計画の事後評価の公表 (建築住宅課) 30
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 31

### —— 任免及び辞令 ——

#### 監査委員欄

### —— 公 表 ——

- 平成23年度定期監査結果に対する措置状況 39
- 平成23年度行政監査結果に対する措置状況 41
- 平成23年度定期監査結果に対する措置状況 43
- 平成23年度定期監査結果に対する措置状況 46
- 平成23年度行政監査結果に対する措置状況 47

教育委員会欄

—— 任免及び辞令 ——

公平委員会欄

—— 告 示 ——

○職員団体の登録 49

上下水道部欄

—— 規 程 ——

○亀岡市上下水道部職員就業規程の一部  
改正 50

—— 告 示 ——

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の  
告示 51

規 則

亀岡市臨時的任用職員取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第30号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則等  
の一部を改正する規則

(亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部改正)

第1条 亀岡市臨時的任用職員取扱規則(平成8年亀岡市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項並びに第4条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条第2項中「前項」を「、前項」に改める。

第21条第3項中「第2号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第22条第1項第6号中「あるもの」を「ある者」に、同項第8号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

第23条第5号中「第3号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第24条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正)

第2条 亀岡市非常勤職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第7条第1項及び第2項中「任用するもの」を「任用する者」に改める。

第19条第1項第8号中「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

第22条中「一に」を「いずれかに」に改める。

（亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第10条から前条まで」を「前2条」に、「同条第1項第3号」を「前条第1項第3号」に改める。

第15条中「第13条から前項まで」を「前2条」に、「同条第1項第3号及び第4号」を「前条第1項第3号」に改める。

第17条第2項第1号中「及び」の次に「再任用短時間勤務職員等」を加える。

第17条の2中「変更の日の勤務形態」を「変更後の勤務形態」に改める。

第17条の3中「第17条各号」を「第17条第1項各号及び第2項各号」に、「翌年」を「翌年度」に改める。

第24条第3項中「あわせて」を「併せて」に改める。

別表第2の3の項中「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又

は」に、「骨髄液を」を「骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第31号

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成14年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「その控除」を「その控除」に、「当該控除を受けた者に」を「当該控除を受けた者に」に改め、「同項第7号に規定する控除を受けた条例第2条に規定する者の配偶者若しくはその者の扶養義務者についてはそれぞれ当該控除を受けた者につき500,000円」を削り、同条第3項第1号中「その金額」を「その金額」に改め、同項第2号中「第1項」を「第1項」に改める。

第7条第1項第2号中「第3号」を「及び

第3号」に改める。

第8条第3項中「ただし書き」を「ただし書」に改める。

第9条中「翌年7月31日までとし、毎年更新するものとする」を「翌年3月31日までとする」に改める。

第12条第1項中「老人医療費受給資格者異動届」を「、老人医療費受給資格者異動届」に改める。

第14条の2第1項中「できる者」を「できるもの」に、「とする者」を「とするもの」に改める。

第15条第1項中「できる者」を「できるもの」に、「とする者」を「とするもの」に改め、同条第4項中「翌年7月31日までとし、毎年更新するものとする」を「翌年3月31日までとする」に改める。

別記第5号様式中「受給者証を」を「受給者証等を」に改める。

別記第9号様式の2及び別記第9号様式の3中「老人医療高額介護合算医療費」を「老人医療費高額介護合算医療費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。

(読替規定)

2 平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間は、この規則による改正後の亀岡市老人医療費支給条例施行規則第9条及び第15条第4項中「翌年」とあるのは「同年」と読み替えるものとする。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第164号

亀岡市防犯カメラ取扱要綱を次のように定める。

平成24年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市防犯カメラ取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安全・安心のまちづくりのために、犯罪の防止を目的として本市が設置し、又は管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせるもの及び契約によりその管理の業務を委託するもの（以下「指定管理施設等」という。）を含む。以下「市の施設」という。）における防犯カメラの取扱いについて必要な事項を定めることにより、市民の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 市が市の施設に継続的に設置するカメラで、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 不特定の人を撮影するものであること。

イ 犯罪の防止を目的に設置されたもの（犯罪の防止を従たる目的として設置されたものを含む。）であること。

ウ 画像の表示装置又は記録装置を備えるものであること。

- (2) 画像 防犯カメラの表示装置に表示され、又は記録装置によって記録される情報で、特定の個人を識別できるものをいう。

(防犯カメラの設置の届出等)

第3条 市の施設を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、防犯カメラを設置しようとするときは、防犯カメラ設置届出書（別記第1号様式）に防犯カメラの設置箇所及び撮影方向を示す配置図を添えて、あらかじめ安全安心まちづくり課に届け出なければならない。

- 2 所管課長は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は防犯カメラの設置を廃止したときは、防犯カメラ変更・廃止届出書（別記第2号様式）により安全安心まちづくり課に届け出なければならない。

(防犯カメラ管理責任者)

第4条 防犯カメラを設置したときは、市の施設ごとに防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、所管課長をもって充てる。

(表示板の掲示)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に表示板（別記第3号様式）を掲示しなければならない。ただし、表示板を掲示することにより防犯カメラの設置場所が特定され、違法行為を誘発するおそれがある場合は、この限りでない。

(管理責任者の責務)

第6条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用においては、亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）の趣旨に則り、市民等の権利利益の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

(画像の管理)

第7条 管理責任者は、画像の保管に際しては、

盗難、散逸等の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 画像の保管期間は、2月以内で管理責任者が定める期間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めるときは、管理責任者は、安全安心まちづくり課と協議の上、保管期間を延長することができる。

- 3 管理責任者は、保管期間を経過した画像を速やかに、かつ、確実に消去しなければならない。

- 4 管理責任者は、画像が記録された録画媒体を廃棄する場合は、完全に記録を消去し、復元できないことを確認の上、廃棄しなければならない。

(画像の利用及び提供の制限)

第8条 管理責任者は、画像を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、亀岡市個人情報保護条例第10条第1項第2号及び第4号に該当する場合は、この限りでない。

- 2 管理責任者は、前項の規定により画像を提供するときは、画像提供記録書（別記第4号様式）に記録し、安全安心まちづくり課に報告するものとする。

(指定管理者等による管理に伴う措置)

第9条 管理責任者は、指定管理施設等における防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を当該指定管理施設等に係る指定管理者又は契約によりその管理の業務を受託した者に行わせることができる。この場合においては、市民等の権利利益の保護のために必要な措置を講じるように協定又は委託契約等によって義務付けるものとする。

(苦情の処理)

第10条 管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ確実に対応しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に設置されている防犯カメラについての第3条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この要綱の施行後遅滞なく」とする。

別記第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

防犯カメラ設置届出書

(宛先)

所管課名 \_\_\_\_\_

課長氏名 \_\_\_\_\_

亀岡市防犯カメラ取扱要綱第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置する施設の種類	
設置予定日	
設置目的	カメラ 台
設置機器の構成	画像表示装置 台
	画像記録装置 台
設置状況及び撮影区域	<input type="checkbox"/> 固定式 ・ <input type="checkbox"/> 可動式 カメラ配置図及び撮影区域図 別添
表示板の設置	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (無の場合) 理由
	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) 表示板設置場所 別添図面のとおり
記録媒体	
保存期間	

第2号様式 (第3条関係)

年 月 日

防犯カメラ変更・廃止届出書

(宛先)

所管課名 \_\_\_\_\_

課長氏名 \_\_\_\_\_

亀岡市防犯カメラ取扱要綱第3条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置する施設の種類	
区分	<input type="checkbox"/> 変更 ・ <input type="checkbox"/> 廃止
変更の内容	
変更・廃止年月日	
変更・廃止の理由	
備考	

第3号様式 (第5条関係)

<p>防犯カメラ作動中</p> <p>設置者</p>	<p>(Security Camera in Use)</p>
----------------------------	---------------------------------

第4号様式 (第8条関係)

画像提供記録書

提供日時			
画像提供先	氏名又は名称及び代表者氏名		
	住所		
	連絡先		
	画像の内容 撮影範囲・録画期間等		
	画像の使用目的		
	提供理由		
	提供の条件		
	その他の 返却予定等		

「揭示済」



亀岡市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成24年7月3日

亀岡市長 栗山正隆

認可を行った地縁による団体

1 名称 東本梅町あせび区

2 規約に定める目的

以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

- 1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 3) 集会施設等の維持管理
- 4) 防災対策、福祉活動
- 5) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市東本梅町大内大坪1番地、100番地から101番地及び106番地から107番地の区域（枝番を含む）

4 主たる事務所

亀岡市東本梅町大内大坪1番地

5 代表者の氏名及び住所

氏名 岡 昌弘

住所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 平成24年7月3日

「揭示済」

亀岡市告示第166号

亀岡市住民基本台帳カード事務取扱要綱（平成15年亀岡市告示第126号）の一部を次のように改正する。

平成24年7月9日

亀岡市長 栗山正隆

第5条第2項ただし書中「第37条第1項」を「第36条第1項」に改める。

第6条第1項中「並びに」を「及び」に、「第37条第1項」を「第36条第1項」に、「1つの」を「2つ以上の」に改め、同条第2項中「第45条第1項」を「第43条第1項」に改める。

第7条第1項中「現に」を「、現に」に改める。

第8条中「、住基カードの裏面記載領域（以下「サインパネル」という。）の余白がなくなったとき」を削る。

第10条第1項中「省令第37条第1項」を「、省令第36条第1項」に改める。

第11条第3項中「本人」を「、本人」に改め、同条第4項中「省令第37条第1項」を「、省令第36条第1項」に改める。

第12条第2項第2号中「第30条の21第1号、第2号及び第4号から第7号までの規定

のいずれか」を「第30条の20第3号又は第7号」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 住基カードの有効期間が満了したとき。

第13条第2項中「もの」を「者」に改め、同条第3項中「サインパネル」を「裏面記載領域」に改め、同条第4項中「記録事項」を「記載事項」に改める。

第14条第1項中「本人」を「、本人」に、「省令第37条第1項」を「、省令第36条第1項」に改め、同条第2項中「省令第37条第2項」を「、省令第36条第2項」に改め、同項ただし書中「かかる」を「係る」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

#### 亀岡市告示第167号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により告示する。

平成24年7月9日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類  
平成24年度介護保険料納入通知書

2 送達を受けるべき者の住所氏名

省略

3 この書類が受領されないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定を準用し、告示日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第168号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年7月9日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0136-43006

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成24年7月9日

「揭示済」

亀岡市告示第169号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年7月10日

亀岡市長 栗山正隆

「旅籠町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 平成24年4月28日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 田中 久仁彦
- (2) 変更年月日  
平成24年4月28日
- (3) 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第170号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年7月11日

亀岡市長 栗山正隆

「見立南区自治会」

1 変更があった事項及び内容

事務所の変更  
所在地 亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171

2 変更年月日

平成24年7月11日

3 変更理由

事務所の移転による変更

「揭示済」

亀岡市告示第171号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年7月11日

亀岡市長 栗山正隆

「西別院町下条区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西村 満

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第172号

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年7月20日

亀岡市長 栗山正隆

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金（以下「簡易耐震補助金」という。）の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 地上階数3以下で、柱、梁等の主要構造部が木材で造られている戸建て住宅（店舗、事務所等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であるもの（以下「併用住宅」という。）を含む。）

(2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（平成24年4月1日に一般財団法人日本建築防災協会という名称で設立された法人をいう。）が定めた「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。）により地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助対象住宅)

第3条 簡易耐震補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす木造住宅とする。

(1) 亀岡市内において昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成していること。

(2) 現に居住の用に供していること又は簡易耐震補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）の完了後居住の用に供すること。

(3) 過去に簡易耐震補助金の交付を受けていないこと。

(4) 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成20年亀岡市告示第41号）

に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 簡易耐震補助金の交付の対象となる者は、木造住宅の所有者、貸借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者又は居住する予定者とする。

(関係権利者の同意)

第5条 簡易耐震補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が貸借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者又は居住する予定者である場合は、申請者は、当該補助対象住宅の所有者の同意を得なければならない。

(補助対象工事)

第6条 補助対象工事は、耐震性が確実に向上する方法であって、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 主要構造部の屋根の全てを改修する方法であって、非常に重い屋根(土葺瓦をいう。)から重い屋根(桟瓦葺等をいう。以下同じ。)又は軽い屋根(石綿スレート板等をいう。以下同じ。)に葺き替えるもの
- (2) 主要構造部の屋根の全てを改修する方法であって、重い屋根から軽い屋根に葺き替えるもの
- (3) 主要構造部の壁を補強する又は主要構造部として補強壁を設置する方法であって、各階各方向のいずれかで耐震性が向上するもの
- (4) 主要構造部の一の階の床の全てを改修する方法であって、火打ちが設置されていない仕様(必要な箇所の全てに火打ちが設置されていないものに限る。以下同じ。)の床を火打ち仕様(必要な箇所の全てに火打ちが設置されているものに限る。以下同じ。)の床に補強するもの。ただし、当該水平構面に一辺の長さが4メートル以上の吹き抜けがある場合を除く。

(5) 主要構造部の一の階の床の全てを改修する方法であって、構造用合板を用いない仕様(構造用合板が全く用いられていないものに限る。以下同じ。)の床を構造用合板仕様(構造用合板が全てに用いられているものに限る。以下同じ。)の床に補強するもの

(6) 屋根構面又は小屋組の水平構面の全てを改修する方法であって、火打ちが設置されていない仕様の構面を火打ち仕様の構面に補強するもの。ただし、当該構面に一辺の長さが4メートル以上の吹き抜け又は開口部がある場合を除く。

(7) 屋根構面(開口部を除く。)又は小屋組の水平構面(吹き抜けを除く。)の全てを改修する方法であって、構造用合板を用いない仕様の構面を構造用合板仕様の構面に補強するもの

(8) 基礎の全てを改修する方法であって、玉石基礎又は無筋コンクリート基礎から鉄筋コンクリート基礎へ改修するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者(以下「建築士」という。)による耐震診断の結果、耐震評点を向上させるもの。ただし、劣化した部分の修繕のみを行う箇所に係るものを除く。

(10) 耐震診断の一部の評価方法により確実に耐震評点を向上させることが建築士により確認されたもの。ただし、劣化した部分の修繕のみを行う箇所に係るものを除く。

(工事施工者)

第7条 補助対象工事を施工する者は、亀岡市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者(個人の事業者を含む。)でなければならない。

(簡易耐震補助金の額)

第8条 簡易耐震補助金の額は、補助対象工事に要する費用の額（以下「補助対象費用」という。）に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合にあつては、これを切り捨てた額とし、300,000円を限度とする。

（簡易耐震補助金の交付申請）

第9条 申請者は、補助対象工事の着手前に、簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 簡易耐震改修チェックリスト
- (2) 付近見取図
- (3) 改修計画平面図又は間取図（縮尺が100分の1程度のもの）
- (4) 第3条及び第4条の要件に該当することを証する書面
- (5) 補助対象費用の見積書及び内訳の写し
- (6) 第6条第3号に規定する補助対象工事を施工する場合にあつては、バランスチェックを行った計算結果（建築士の記名及び押印のあるものに限る。）
- (7) 第6条第9号及び第10号に規定する補助対象工事を施工する場合にあつては、耐震診断結果報告書（建築士の記名及び押印のあるものに限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（簡易耐震補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定により簡易耐震補助金の交付申請があつたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、適当でないとしたときは、簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象工事の内容変更等）

第11条 前条の簡易耐震補助金の交付の決定を受けた申請者は、当該補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金変更承認申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金変更承認通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前条の簡易耐震補助金の交付の決定を受けた申請者は、当該補助対象工事を中止し、又は廃止しようとするときは、簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金中止（廃止）届（別記第6号様式）を遅滞なく市長に届け出なければならない。

（完了実績の報告）

第12条 第10条の簡易耐震補助金の交付の決定を受けた申請者は、当該補助対象工事が完了したときは、完了後20日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金完了実績報告書（別記第7号様式。以下「完了実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の施工状況を示す写真（補助対象住宅の全景写真及び補助対象工事部位の着手前、施工中及び完了後の状況が確認できるもの）
- (2) 改修完了平面図又は間取図（縮尺が100分の1程度のもの）
- (3) 補助対象費用に係る契約書の写し
- (4) 補助対象費用を支出したことを証する領

収書の写し

- (5) その他市長が必要と認める書類  
(簡易耐震補助金交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により提出された完了実績報告書を審査し、内容が適当と認めるときは、簡易耐震補助金の交付額を確定し、簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

(簡易耐震補助金の請求)

第14条 前条の通知を受けた申請者は、簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金支払請求書（別記第9号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、簡易耐震補助金を請求するものとする。

(簡易耐震補助金の返還等)

第15条 市長は、簡易耐震補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第10条の交付決定を取り消し、既に交付した簡易耐震補助金があるときは、その交付を受けた簡易耐震補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により簡易耐震補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(検査)

第16条 市長は、必要に応じて当該補助対象工事の実施状況等を確認することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から実施す

る。

第2号様式 (第10条関係)

亀岡市指令 第 号  
年 月 日

様

亀岡市長 栗山正隆 国

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金については、適当と認められるので、簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり通知します。

記

交付決定額	円
木造住宅の所在地	亀岡市
木造住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (用途: )
条 件	1 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理すること。 2 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管すること。
備 考	

別記第1号様式 (第9条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 所 名 氏 電話番号  
住 氏 名 氏 電話番号

印

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付申請書

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱第9条の規定により、必要書類を添えて補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

所在地	亀岡市	
木造住宅の概要	建築時期	延床面積
	構造	階建て
	用途	工事種別
木造住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (用途: )	
工事に要する費用	円	補助金申請額
工事予定期間	年 月 日から	年 月 日

[必要添付書類]

- 簡易耐震改修チェックリスト
- 付近見取図 (縮尺が2,500分の1程度のもの)
- 改修計画平面図又は間取図 (縮尺が100分の1程度のもの)
- 建築年月を確認できるもの
- 木造住宅の所有又は居住を確認できるもの
- 補助対象費用の見積書及び内訳の写し (代表者の記名及び押印のあるものに限る。)
- バランスチェックを行った計算結果 (建築士の記名及び押印のあるものに限る。)
- 耐震診断結果報告書 (建築士の記名及び押印のあるものに限る。)
- その他



第4号様式 (第11条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所 氏名 電話番号

第3号様式 (第10条関係)

亀岡市指令 第 号 年 月 日

様

亀岡市長 栗山正隆 閣

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金については、下記の理由により不交付とします。

記

理由

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、必要書類を添えて申請します。

記

Table with 2 columns: 木造住宅の所在地 (木造住宅の所在地), 木造住宅の用途 (木造住宅の用途), 変更内容 (変更内容), 変更理由 (変更理由). Includes checkboxes for 専用住宅 and 併用住宅.

[必要添付書類]

- 改修変更平面図又は間取図 (縮尺が100分の1程度のもの)
補助対象費用の見積書及び内訳の写し (代表者の記名及び押印のあるものに限る。)
パランスチェックを行った計算結果 (建築士の記名及び押印のあるものに限る。)
耐震診断結果報告書 (建築士の記名及び押印のあるものに限る。)
その他

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
この決定については、この決定があったことを知った日 (上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があった日) の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として (訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第6号様式 (第11条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所 氏名 電話番号  
 氏 名 ④  
 電話番号

第5号様式 (第11条関係)

亀岡市指令 第 号  
 年 月 日

様

亀岡市長 栗山正隆 印

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金の変更については、適当と認められるので、簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

木造住宅の所在地	亀岡市
木造住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (用途: )
内容変更	
備考	

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金中止(廃止)届

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金について、下記のとおり中止(廃止)したいので、簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により届け出ます。

記

木造住宅の所在地	亀岡市
木造住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (用途: )
中止(廃止)予定日	年 月 日
工事再開予定期間	再開予定日
	完了予定日
中止(廃止)の理由	

(注) 簡易耐震改修工事を廃止する場合は、工事再開予定期間の欄の記入は不要です。

第7号様式（第12条関係）

第8号様式（第13条関係）

(宛先) 亀岡市長

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

年 月 日

様

年 月 日

Ⓜ

栗山正隆 岡

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金完了実績報告書

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付額確定通知書

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱第12条の規定により、必要書類を添えて完了の実績を報告します。

年 月 日付けで実績報告のありました簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金については、簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱第13条の規定によりその額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

木造住宅の所在地	亀岡市
木造住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (用途: )
工事の実施期間	年 月 日
交付決定通知年月日及び番号	年 月 日 亀岡市指令 第 号
変更承認通知年月日及び番号 <sup>(※)</sup>	年 月 日 亀岡市指令 第 号
備考	

(※) 変更承認申請書を提出している場合のみ記入をしてください。

〔必要添付書類〕

- 補助対象工事の施工状況を示す写真（補助対象住宅の全景写真及び補助対象工事部位の着事前、施工中及び完了後の状況が確認できるもの）
- 改修完了平面図又は間取図（縮尺が100分の1程度のもの）
- 補助対象費用に係る契約書の写し
- 補助対象費用を支出したことを証する領収書の写し
- その他

記

木造住宅の所在地	亀岡市
木造住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (用途: )
補助金交付決定額	円
補助金交付確定額	円
備考	

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金支払請求書

簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱第14条の規定により、必要書類を添えて補助金の請求をします。

記

木造住宅の所在地	亀岡市
木造住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（用途： ）
補助金額確定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
支払請求額	円
支払請求額	金融機関名及び支店
振 込 先	預金の種類（※） 普通・当座・その他（ ）
	口座番号：
	フリガナ：
	口座名義人：

（※）預金の種類は、該当するものに○で囲んでください。

〔必要添付書類〕

- 簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付額確定通知書の写し
- その他

「揭示済」

亀岡市告示第173号

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成20年亀岡市告示第41号）の一部を次のように改正する。

平成24年7月20日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第2号中「財団法人日本建築防災協会（昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築安全センター）」を「一般財団法人日本建築防災協会（平成24年4月1日に一般財団法人日本建築防災協会）」に改める。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第4条中「住宅で、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない」を削り、同条ただし書を削る。

第6条を次のように改める。

（補助金の交付額等）

第6条 補助金の額は、改修事業費に4分の3を乗じて得た額（当該額が900,000円を超えるときは、900,000円）とする。ただし、当該補助対象住宅において当該耐震改修前に補助金の交付を受けて実施した耐震改修（以下「従前改修」という。）又は簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱（平成24年亀岡市告示第172号）に基づく補助金を受けて実施した耐震改修（以下「従前簡易改修」という。）がある場合には、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる額とする。

- (1) 従前改修がある場合（第3号の場合を除く。） 改修事業費と従前改修に要した経費とを加えた額に4分の3を乗じて得た額（当該額が900,000円を超えるときは、900,000円）から従前改修に要

した経費に4分の3を乗じて得た額を減じた額

- (2) 従前簡易改修がある場合（次号の場合を除く。） 改修事業費に4分の3を乗じて得た額と900,000円から従前簡易改修に要した経費に4分の3を乗じて得た額（当該額が300,000円を超えるときは、300,000円）を減じた額を比較して、いずれか少ない方の額

- (3) 従前改修及び従前簡易改修がある場合 改修事業費に4分の3を乗じて得た額と900,000円から従前改修に要した経費に4分の3を乗じて得た額（当該額が900,000円を超えるときは、900,000円）及び従前簡易改修に要した経費に4分の3を乗じて得た額（当該額が300,000円を超えるときは、300,000円）を減じた額を比較して、いずれか少ない方の額

2 前項の補助金の額は、1,000円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てた額とする。

3 一の耐震改修に係る補助金の交付は、1回に限るものとする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別記第4号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第174号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年7月20日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0121-61010

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成24年7月20日

「掲示済」

亀岡市告示第175号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年7月25日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「掲示済」

亀岡市告示第176号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成24年7月31日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 撤去した理由  
    亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 撤去した区域  
    JR亀岡駅前自転車放置禁止区域  
    JR馬堀駅前自転車放置禁止区域  
    JR並河駅前自転車放置禁止区域  
    JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時  
    平成24年7月31日（火）  
    午後1時00分～午後3時30分
- 4 撤去し、保管した台数 21台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間  
    月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き  
    ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取

ることができます。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第177号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年7月31日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 亀0303-23005

(1) 保 険 者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日  
平成24年4月1日

(3) 無効になる日  
平成24年7月31日

2 亀1908-85014

(1) 保 険 者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日  
平成24年4月1日

(3) 無効になる日  
平成24年7月31日

「揭示済」

# 訓令

亀岡市訓令第9号

庁中一般

亀岡市コンプライアンス推進本部設置要綱を次のように定める。

平成24年7月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市コンプライアンス推進本部  
設置要綱

(設置)

第1条 本市職員の不祥事防止の徹底及び庁内におけるコンプライアンスに係る事項を推進するため、亀岡市コンプライアンス推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。  
(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 庁内のコンプライアンスに係る取組事項の調整及び決定
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、コンプライアンス監及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、人事担当副市長をもって充て、副本部長は、他の副市長、病院事業管理者、教育長及び亀岡市職員倫理条例(平成14年亀岡市条例第34号。以下「条例」という。)第10条の総括倫理監督者をもって充てる。

3 コンプライアンス監は、参与をもって充て

る。

4 本部員は、条例第10条の倫理監督者をもって充てる。

(本部長、副本部長及びコンプライアンス監)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 コンプライアンス監は、職員倫理確立に向けた具体的取組に関する指導及び助言を行う。  
(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(コンプライアンスリーダー)

第6条 各所属におけるコンプライアンスに関する事項について、総合的に推進するため、各所属にコンプライアンスリーダーを置く。

2 コンプライアンスリーダーは、所属長をもって充てる。

(コンプライアンスリーダーの職務)

第7条 コンプライアンスリーダーは、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 所属の事務事業に対する法令上の点検に関すること。
- (2) 所属職員の法令上及び倫理上の点検に関すること。
- (3) 所属職員に対する倫理研修の実施に関すること。
- (4) その他特に本部長が指示する事務に関すること。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、企画管理部人事課において処理する。



(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年7月25日から施行する。

## 公 告

亀岡市公告第20号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成24年7月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 1 捕獲日時 | 平成24年6月28日<br>午後2時頃 |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市旭町地内             |
| 3 種 類  | 雑種                  |
| 4 毛 色  | 茶・黒                 |
| 5 性 別  | 雌                   |
| 6 体 格  | 中                   |
| 7 犬の鑑札 | なし                  |
| 8 注射済票 | なし                  |

(注意) 公告期間満了の日の翌日（平成24年7月5日）までに引取りのないときは処分されます。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第21号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり行います。

平成24年7月2日

亀岡市長 栗山正隆

1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行政			土木	建築	電気	保育士
	I	II	III				
採用予定人数	15名程度			若干名	1名	1名	若干名

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できます。

ア 行政Ⅰ（上級）

昭和61年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学卒業程度の学力を必要とする。）

イ 行政Ⅱ（民間経験）

昭和52年4月2日以降に生まれた人で民間企業での職務経験が5年以上の人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学卒業程度の学力を必要とする。）

※ 民間企業での職務経験が5年以上とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができます。ただし、国家公務員または地方公務員としての職務期間は含まれません。（平成25年3月31日現在で5年見込みの場合を含む。）

ウ 行政Ⅲ（初級）

平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人

（学歴は問わないが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を必要とする。）

エ 土木（民間経験）

昭和52年4月2日以降に生まれた人で民間企業での土木に関連する職務経験（設計、施工管理等）が3年以上の人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学卒業程度の学力を必要とする。）

※ 民間企業での職務経験が3年以上とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間

が該当し、複数の場合は、通算することができます。ただし、国家公務員または地方公務員としての職務期間は含まれません。（平成25年3月31日現在で3年見込みの場合を含む。）

オ 建築（民間経験）

昭和52年4月2日以降に生まれた人で民間企業での建築に関連する職務経験（設計、施工管理等）が3年以上の人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学卒業程度の学力を必要とする。）

※ 民間企業での職務経験が3年以上とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができます。ただし、国家公務員または地方公務員としての職務期間は含まれません。（平成25年3月31日現在で3年見込みの場合を含む。）

カ 電気（民間経験）

昭和52年4月2日以降に生まれた人で民間企業での電気に関連する職務経験（設計、施工管理等）が3年以上の人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学卒業程度の学力を必要とする。）

※ 民間企業での職務経験が3年以上とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができます。ただし、国家公務員または地方公務員としての職務期間は含まれません。（平成25年3月31日現在で3年見込みの場合を含む。）

キ 保育士

昭和63年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で保育士資格（資格取得見込者を含む。）を有する人、または昭和52年4月2日以降に生まれた人で保育士の職務経験が3年以上の人

（学歴は問わないが、学校教育法による短期大学卒業程度の学力を必要とする。）

※ 保育士の職務経験が3年以上とは、公立、私立の保育所、託児所等で6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができます。（平成25年3月31日現在で3年見込みの場合を含む。）

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 1次試験

## (1) 方法

筆記試験（多肢択一式）

試験区分	試験科目	出題分野（予定）
行政	教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
土木	専門試験	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）及び土木施工
建築	専門試験	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
電気	専門試験	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学
保育士	専門試験	社会福祉、児童福祉、発達心理、保育原理・保育内容及び保健衛生

## (2) 日時・場所

平成24年9月16日（日）午前10時から『ガレリアかめおか』において行います。

## (3) 1次試験合格発表

平成24年10月上旬に通知します。

## 4 2次試験

## (1) 方法（予定）

ア 集団面接試験

イ 論文試験

## (2) 日時・場所

平成24年10月中旬、亀岡市内において行います。

詳しい日時、場所及び提出書類等については1次試験合格者に通知します。

## 5 3次試験

## (1) 方法（予定）

ア 個別面接試験（行政・土木・建築・電気）

イ 実技試験（保育士）

## (2) 日時・場所

平成24年11月中旬、亀岡市内において行います。

詳しい日時、場所及び提出書類等については2次試験合格者に通知します。

## 6 最終合格発表

平成24年12月上旬（予定）に通知します。

## 7 採用

最終合格者は、試験区分ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成25年4月1日以降必要に応じ採用されます。

なお、この名簿の有効期間は、平成26年4月1日までです。

## 8 初任給（標準例）

（参考：平成24年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

行政Ⅰ	（大学卒）	182,532円
行政Ⅱ	（大学卒・民間経験5年）	208,714円
行政Ⅲ	（高校卒）	148,506円
土木・建築・電気	（大学卒・民間経験3年）	196,948円
保育士	（短大卒）	161,968円
保育士	（短大卒・職務経験3年）	176,914円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給されます。

## 9 受験手続及び受付期間

## (1) 申込

ア 7月2日（月）から配付する申込書及び自己紹介書に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、亀岡市企画管理部人事課に提出してください。（郵送可）

イ 申込書等（申込書、自己紹介書）を郵送する場合は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書きし、返信用封筒（80円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付してください。

ウ 申込書受理後は、申込みをした区分の変更はできません。

エ 身体に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡してください。

## (2) 受付期間

申込みは、持参の場合は平成24年7月2日（月）から平成24年8月3日（金）まで受付  
 けます。（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで）

郵送の場合は締切日を8月1日（水）とし、締切日の消印のあるものは有効とします。

## 10 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の問い合わせは亀岡市企画管理部人事課でお答えいたします。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地  
 電話(0771)22-3131(市役所代表)…(内線2154)  
 電話(0771)25-5016(人事課直通)  
 URL:http://www.city.kameoka.kyoto.jp

「揭示済」

---

 亀岡市公告第22号

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき作成した地域住宅計画について、計画期間が終了したことに伴い事後評価を行ったので、次のとおり公表する。

平成24年7月12日

亀岡市長 栗山正隆

1 事後評価を実施した地域住宅計画	
(1) 計画の名称	亀岡市地域住宅計画
(2) 都道府県名	京都府
(3) 計画作成主体	亀岡市
(4) 計画期間	平成18年度～平成23年度
(5) 計画の目標	建替事業に伴い用途廃止済住宅となった建物を除却により整備するとともに、市営住宅の各戸に住宅用火災警報器を設置する事業を実施する。また、周辺の公共施設、河川及び道路等を整備することにより、地域の住環境の向上を図る。
2 事後評価の内容	
(1) 実施体制・時期	亀岡市まちづくり推進部建築住宅課(平成24年5月)
(2) 事後評価の結果	<p>指 標 ①：市営住宅の用途廃止済住宅の除却割合          定 義：市営住宅の用途廃止済住宅の除却割合          評 価 方 法：市営住宅つつじヶ丘団地建替事業第4から5ブロックの退去済住宅における除却割合</p> <p>結 果：          従前値：0%(17年度)→目標値：100%(22年度)⇒実績値：100%</p> <p>結果の分析：本計画に基づき計画的な事業の実施により、目標を達成した。これにより近隣住環境の向上が図れ、同時に跡地利用のための事業をも計画的に執行することができた。</p> <p>指 標 ②：市営住宅の火災警報器設置割合          定 義：市営住宅の火災警報器設置割合</p>

	<p>評価方法：市営住宅等における自動火災警報設備または住宅用火災警報器設置割合</p> <p>結果： 従前値：27% (17年度) → 目標値：100% (22年度) ⇒ 実績値：100%</p> <p>結果の分析：本計画に基づき計画的な事業の実施により、目標を達成した。管理住宅すべてに設置が完了したことにより、一層の防災効果の向上が期待できる。</p>
3 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
(1) 今後の住宅施策の取組への反映	事後評価の結果を踏まえ、引き続き地域の住環境の向上を図り、住宅困窮者等への安定した住宅供給の推進に向け取り組む。
(2) その他	

「揭示済」

亀岡市公告第23号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成24年7月20日

亀岡市長 栗山正隆

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 24環推工第1号  
及び工事名 亀岡市ごみ処理施設整備改良工事
- (2) 工事場所 京都府亀岡市東別院町小泉地内
- (3) 工事種別 清掃施設工事
- (4) 工事概要 本工事は、老朽化した既存設備・機器等の更新及び機器の効率化を図るための改良等を行い、本施設の機能向上と延命化並びにCO2削減を図ることを目的に実施するものである。なお、本施設の延命化目標は、工事後15年間の安定稼働が可能であるものとする。

亀岡市桜塚クリーンセンター

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）

60 t / 24 h 3炉

ストーカ式焼却方式

入札発注仕様書及び受注者の提出した契約設計図書に基づき、本工事の設計・施工を実施する。

- (5) 工 期 契約日の翌日から平成28年3月18日まで（試運転期間を含む。）

## 2 入札参加資格要件

入札参加者は、以下の要件を全て満たしていること。

### (1) 基本的要件

ア 亀岡市の「平成24年度建設工事の競争入札参加資格」を有する者のうち、「清掃施設」の業種で登録されていること。なお、上記資格を有していない者であって、本入札への参加を希望する者は、当該区分に係る「建設工事の競争入札参加資格及び資格審査」の申請に必要な書類を提出し、参加資格を有すると認められること。

イ 亀岡市ごみ処理施設整備改良工事に係る発注仕様書等作成業務の受託者（パシフィックコンサルタンツ㈱）と入札参加者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ウ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

※ 「資本関係」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える株式を有する、又は、その資金の総額の100分の20を出資していることをいう。「人的関係」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねていることをいう。

エ 次の要件を全て満たす単体企業であること。

(ア) 他の入札参加者の協力企業ではないこと。

(イ) 入札参加者と、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人が、他の入札参加者の協力企業ではないこと。

※ 「協力企業」とは、事業開始後、受注者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。

オ 資格審査確認申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。

カ 申請者及び役員等（入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

### (2) 事業の経験等に関する要件

本市ごみ処理計画に基づく安定的な処理を確保するため、本施設と同規模以上の一般廃棄物（ごみ）焼却施設（ストーカ式焼却方式、処理能力60[t/日/1炉]以上かつ複数炉構成）において、国、地方公共団体又はその他公法人（地方共同法人、公営企業等）の発注による以下のいずれかの事業を平成9年度以降、元請として受注した実績を有する者とする。

ア 国庫補助金事業又は循環型社会形成推進交付金事業としてのごみ処理施設整備事業

イ 循環型社会形成推進交付金事業としての基幹的設備改良事業

ウ 国庫補助金事業としての排ガス高度処理事業及び焼却施設解体事業の両事業

### (3) 技術的適正の有無等に関する要件

ア 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 建設業法の経営事項審査（※1）における建設工事の種類「清掃施設工事」における総合評定値が1,000点以上であること。

ウ 工事に配置可能な専任の監理技術者を有すること。（※2）



- ※1 ・有効期間内（審査基準日から1年7箇月）のもの。  
 ・有効期間内に2回受審している場合、直近のもの。
- ※2 配置予定監理技術者は、入札参加者と3箇月以上の継続的な雇用関係がある者に限る。

## 3 入札手続等

手続等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格 確認申請書等 の配布期間	平成24年7月20日（金） 午後1時から 平成24年8月1日（水） 正午まで	<p>共通事項2のとおり</p> <p>(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）</p> <p>ア 添付書類</p> <p>(ア) 平成23・24年度建設工事等入札参加資格審査受付票の写し※</p> <p>(イ) 建設業法の清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書（総合評定通知書）の写し（・有効期間内（審査基準日から1年7箇月）のもの。有効期間内に2回受審している場合は、直近のもの。）</p> <p>(ウ) 建設業法における監理技術者資格者証を有する者（清掃施設）を本工事に専任で配置できることを証明する書類及び配置する者と入札参加者の雇用関係を明らかにする書類（監理技術者証、健康保険被保険者証の写し等）</p> <p>(2) 入札参加資格を満たしていることの誓約書（別紙様式2）</p> <p>(3) 事業実績調書（別紙様式3）</p> <p>(4) 配置予定技術者調書（別紙様式4）</p> <p>※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。</p> <p>なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複等の配置は認めない。</p> <p>配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記</p>

		<p>載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）</p> <p>※ 様式については入札情報公開システムで公開する添付の様式に記載して提出するものとし、添付書類等については、スキャンのうえPDF形式の電子ファイル化したものを提出すること。なお、電子入札システムの仕様上、提出するファイルサイズは合計2MBまでにおさめること。</p> <p>また、「(2) 入札参加資格を満たしていることの誓約書（別紙様式2）」については、データ送付と併せて、原本を提出することとする。ただし、原本の提出は、見積設計図書の提出時までに行うこと。</p>
<p>新規登録者の工事等入札参加資格審査申請の期間（受付票の交付期間）</p>	<p>平成24年7月20日（金） 午後1時から 平成24年7月26日（木） 正午まで</p>	<p>亀岡市の発注する建設工事の入札参加資格を有していない者で本入札に参加希望する者は、指定の期日までに下記の書類を提出し、受付票の交付を受けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 競争入札参加資格審査申請書（建設工事）</li> <li>(2) 誓約書</li> <li>(3) 工事業者カード</li> <li>(4) 工事経歴書（経営事項審査に添付したものの写しでも可）</li> <li>(5) 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可証の写し</li> <li>(6) 法人登記簿全部事項証明書（履歴または現在）（写し）</li> <li>(7) 委任状（原本）※支店などで登録を希望する場合のみ必要</li> <li>(8) 営業所一覧表</li> <li>(9) 技術職員名簿（経営事項審査に添付したものの写しでも可）</li> <li>(10) 本店及び登録を希望する営業所の所在地の市町村が発行する市町村民税の納税証明書（申請時に未納がないことの証明。写し可。発行から3箇月以内のもの）</li> </ol>

		<p>(11) 消費税及び地方消費税の納税証明（申請時に未納がないことの写し可。発行から3箇月以内のもの）</p> <p>(12) 提出方法 正本1部をA4版フラットファイルに綴じて契約検査課まで持参する。</p>
入札参加資格確認申請書等の受付	平成24年7月31日（火） 平成24年8月1日（水） 午前9時から 午後5時まで	共通事項3のとおり （但し電子入札運用基準第19条により紙入札を承諾された者は持参。）
入札参加確認通知の送付	平成24年8月3日（金） 午後5時まで	入札参加資格審査確認結果の通知 資格審査確認申請書類を提出した入札参加者に対し、入札参加資格審査確認結果を電子入札システムにより通知する。 （紙入札者については、別途通知する。）
見積発注仕様書の公表	平成24年7月20日（金）から	共通事項2のとおり 亀岡市ごみ処理施設整備改良工事見積発注仕様書を入札説明書と同時に本市ホームページにて公表する。
申請書に関する質疑の受付及び回答	申請書等に関する質問 平成24年7月27日（金） 正午まで	共通事項5のとおり
申請書等に関する回答	申請書等に関する回答 随時	
見積発注仕様書に関する質疑の受付及び回答	見積発注仕様書に関する質問 平成24年8月6日（月） 正午まで	<p>(1) 見積発注仕様書に対する質問の受付 見積発注仕様書の内容等に対する質問を次のとおり受け付ける。</p> <p>ア 質問の方法 質問書（第5号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。添付 ファイルは、「Microsoft Excel 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。</p> <p>イ 電子メールを送信した際は入札担当課に電話し、メールの着信を必ず確認すること。口頭による質問は受け付けない。</p> <p>ウ その他 不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p>
	見積発注仕様書に関する回答 平成24年8月9日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり 回答の閲覧 本市ホームページにおいて閲覧に供する。

現場、参考資料の閲覧	平成24年7月20日（金）から平成24年8月30日（木）まで（休日を除く） 午前9時から 午後5時まで	現場、参考資料の閲覧 （1）亀岡市桜塚クリーンセンターに保管している現施設完成図書等の参考資料は、次の方法で直接閲覧することができる。 ア 閲覧場所 亀岡市東別院町小泉桜塚6番地6 （2）亀岡市桜塚クリーンセンター現場、参考資料の閲覧を希望する者は、事前に契約検査課に電子メールにより問い合わせの上、契約検査課の指示に従うこと。 ※ 参考資料のコピーサービス等は行わない。
見積設計図書の提出	平成24年8月31日（金）（休日を除く） 午後5時まで	（1）見積設計図書の提出 入札参加者は、次により本事業に関する見積設計図書を提出すること。 ア 提出場所    亀岡市 契約検査課 イ 提出方法    持参 ウ 提出書類    提出書類については、見積発注仕様書のとおりとし、見積設計図書提出書（第6号様式）を、正本1部、副本2部に貼付して提出する。また、提出書類などを電子データ（PDF変換ソフト等でPDFファイルに変換）として、電子記録媒体により1部提出すること。 （2）質疑の実施 本市は、提出された見積設計書図書に対する質疑を行うとともに見積設計図書の改善を指示する場合がある。
入札発注仕様書の配布期間	平成24年10月1日（月） 午後1時から	入札情報公開システムによる 共通事項2のとおり （1）入札発注仕様書の配布 本市は、前項の質疑の回答を受けて、見積発注仕様書を修正した入札発注仕様書を配布する。入札参加者は、入札発注仕様書をもとに、設計を見直し入札を行うこと。 （2）配布方法 本市ホームページにて公表。
入札期間	平成24年10月16日（火） 午前9時から 午後5時まで 平成24年10月17日（水） 午前9時から 午後4時まで	本件は、電子入札により執行する。 共通事項6のとおり （但し電子入札運用基準第19条により紙入札を承諾された者は持参。） （1）入札にあたっては、内訳書（概要）を提出してください。

開札日時	平成24年10月18日(木) 午前10時	電子入札システムによる (1) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
------	-------------------------	--

※ 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

※ 入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 4 入札に関する留意事項

- (1) 入札参加者は、別添「亀岡市ごみ処理施設整備改良工事入札説明書」、「見積発注仕様書」及び「入札発注仕様書」を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 申請書の提出、入札書の提出など提出期間が2日あるものは、「原則として、入札書受付期間の1日目に提出」することとし、「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 入札の中止、延期など  
本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。

#### 5 その他

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年亀岡市条例第1号)に該当する契約は、議会の議決を得るまでは、仮契約とし、議会の議決を得た時にこれを本契約とみなす。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書等に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 本案件は電子入札システム対象案件であるため、入札参加申請までに亀岡市の電子入札システムに利用者登録を行うこと。
- (5) 工期及び事業配分について、循環型社会形成推進交付金の適正執行の観点から協議を行う場合がある。なお、この協議結果により生ずる事業者が発生する増加費用及び事業者が被る損害等については、事業者の負担とする。
- (6) その他については、「一般競争入札公告共通事項」及び「亀岡市建設工事等電子入札運用基準」のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

ホームページ: <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

## 任免及び辞令

(各 通) 足 田 勇  
井 上 亨  
結 城 薫

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します  
任期は平成25年9月30日までとします

麻 田 忠 彦  
亀岡市土地開発公社理事に任じます  
平成24年7月1日

(各 通) 上 野 美代子  
大 西 多 須  
格 畑 輝 美  
片 山 ひろ子  
川 勝 哲 也  
川 勝 啓 史  
多 胡 麻 衣  
中 村 彰  
中 村 正  
入 田 好 子  
藤 原 東 子  
牧 野 吉 明  
俣 野 健 二  
森 内 裕 子  
杜 恵美子

亀岡市男女共同参画審議会委員に委嘱します  
平成24年7月6日

奥 野 正 三  
亀岡市環境審議会委員に委嘱します  
石 田 武 夫  
亀岡市環境審議会委員の委嘱を解きます  
平成24年7月12日

水 口 潤 子  
亀岡市休日急病診療所薬剤師の委嘱を解きます  
平成24年7月31日

## 監査委員欄

# 公表

亀岡市監査公表第16号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年7月17日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

### 平成23年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
<p>教育部</p> <p>ア 教育総務課</p> <p>(ア) 学校敷地占用料の納入通知書の納期限の記載において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が4月28日となっているもの、また年度途中において占用許可申請があったものにおける納入通知書の納期限について、14日を超える日が記載されていた。</p> <p>財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限はその年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと規定されている。また、年度、月、日単位で定めた以外の収入金は納入通知書を発する日から14日以内の日と規定されている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 学校敷地占用料の使用許可事務において、使用許可申請書に使用期間が記載されていないものがあった。</p> <p>財務規則には、当該許可を受けようとする</p>	<p>財務規則に基づきそれぞれの区分により納期限を記載し、適正な事務処理を行うこととした。</p> <p>財務規則に基づき申請書に使用期間を記載し、適正な事務処理を行うこととした。</p>

者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

#### ウ 社会教育課

目的外使用許可物件の占用料において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が5月25日となっているもの、また年度途中において占用許可申請があったものにおける納入通知書の納期限について、14日を超える日が記載されていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限はその年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと規定されている。また、年度、月、日単位で定めた以外の収入金は納入通知書を発する日から14日以内の日と規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

#### オ 学校給食センター

##### (ア) 収入事務

目的外使用許可物件の占用料において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が5月31日となっていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

##### (イ) 支出事務

施設修繕について、予定価格、業者選定理由、適用契約根拠が決裁書類に記載されていないものがあった。

決裁書類には必要事項を記載し、明確な根

財務規則に基づき事務処理の改善を図った。

目的外使用許可物件の占用料納期限は4月末日とし、指定すべき日が休日にあたるときは翌日とした。

施設修繕の決裁書類には、予定価格、業者選定理由、適用契約根拠等の必要事項を記載した。



拠のもと適正な事務処理をされたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第17号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年7月17日

亀岡市監査委員 大西鎮雄  
 亀岡市監査委員 小島義秀

平成23年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>教育部                      教育総務課</p> <p>イ 予定価格は設定されているか。                      決裁に「委託料・業務委託料等」とあるものの、予定価格が記載されていなかった。                      ついては、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p> <p>学校教育課</p> <p>イ 予定価格は設定されているか。                      決裁に「委託料・業務委託料等」とあるものの、予定価格が記載されていなかった。                      ついては、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p> <p>社会教育課</p> <p>ア 随意契約理由が決裁書類に記載されているか。</p>	<p>予定価格の記載については、財務規則に基づき適正な予定価格を設定し決裁に記載するよう改善した。</p> <p>予定価格の記載については、財務規則に基づき適正な予定価格を設定し決裁に記載するよう改善した。</p>

<p>賃借契約において、決裁書類に随意契約とする理由及び適用条項が記載されていなかった。</p> <p>イ 予定価格は設定されているか。</p> <p>決裁に「委託料・業務委託料等」とあるものの、予定価格が記載されていなかった。</p> <p>については、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p> <p>学校給食センター</p> <p>ア 随意契約理由が決裁書類に記載されているか。</p> <p>施設保守管理業務において、決裁書類に随意契約とする理由が記載されていなかった。</p> <p>については、決裁書類に随意契約とする理由及び適用条項を記載されたい。</p> <p>イ 予定価格は設定されているか。</p> <p>決裁に「委託料・業務委託料等」とあるものの、予定価格が記載されていなかった。</p> <p>については、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p> <p>中央公民館</p> <p>イ 予定価格は設定されているか。</p> <p>決裁に「委託料・業務委託料等」とあるものの、予定価格が記載されていなかった。</p> <p>については、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p> <p>ウ 随意契約の適用条項の理由は適正か。</p> <p>予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号又は第3号を適用していた。</p> <p>については、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。</p> <p>図書館</p> <p>イ 予定価格は設定されているか。</p> <p>決裁に「委託料・業務委託料等」とあるもの</p>	<p>随意契約とする理由及び適用条項を決裁書類に記載するよう改善を図った。</p> <p>予定価格の記載については、財務規則に基づき適正な予定価格を設定し決裁に記載するよう改善した。</p> <p>決裁書類に随意契約とする理由を記載するよう改善した。</p> <p>予定価格の記載については、財務規則に基づき適正な予定価格を設定し決裁に記載するよう改善した。</p> <p>随意契約の適用条項について、第1号に該当する場合は第1号を適用することとした。</p> <p>予定価格の記載については、財務規則に</p>
--	--

<p>の、予定価格が記載されていなかった。                  ついては、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p> <p>ウ 随意契約の適用条項の理由は適正か。                  予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号又は第3号を適用していた。                  ついては、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。</p> <p>文化資料館</p> <p>ウ 随意契約の適用条項の理由は適正か。                  予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号又は第3号を適用していた。                  ついては、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。</p>	<p>基づき適正な予定価格を設定し決裁に記載するよう改善した。</p> <p>随意契約の適用条項について、第1号に該当する場合は第1号を適用することとした。</p> <p>随意契約の適用条項について、第1号に該当する場合は第1号を適用することとした。</p>
---	---

「揭示済」

亀岡市監査公表第18号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年7月17日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

平成23年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
亀岡市教育委員会 教育部 (教育総務課)	

## 小学校

## (1) 危機管理体制について

危機管理マニュアルの整備状況と併せ具体的計画に沿った避難誘導訓練が実施されているかを主眼に実施した。

危機管理マニュアルについては、今回監査対象となった全ての小・中学校において整備されていたが、一部の学校において具体的計画に沿った避難誘導訓練が実施されていない状況が見受けられた。

消防法施行令において、防火管理者は、消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的実施しなければならないとある。

消防計画に基づき避難訓練を実施されたい。

学校における避難訓練については、消防計画等に基づき防災教育の一環として計画的に実施している。今回指摘のあった学校についてはその後避難訓練を実施した。

今後も各学校における消防計画等に基づき避難訓練を実施するよう徹底した。

## (2) 施設の管理及び安全対策について

学校敷地内及び通学路の危険箇所が把握されているかを主眼に実施した。

学校敷地内及び通学路の危険箇所の把握については、今回監査対象となった全ての小・中学校において危険箇所を把握の上、一定の対策は講じられていたが、フェンスの修繕や廊下・体育館の雨漏り等施設を管理する上で改善すべき箇所が見受けられた。

児童、生徒の健全な育成を図らなければならない学校施設において、教育環境の改善と安全確保という観点から、早急に改善を図られたい。

学校施設の管理及び安全対策については、計画的な屋根防水等の部分改修工事や緊急的、危険度の高い箇所についての修繕対応を実施し、安全で快適な学校環境づくりに努めた。

今年度においても全面的な防水工事を実施する。

## (3) 公金の取扱いについて

公金の取扱いが適正にされているかを主眼に実施した。

監査を実施した学校のうち2校において、本来、市に納入すべき公金が学校で保管されている状況が見受けられた。

地方自治法において一会計年度における一切の収入及び支出はすべて予算に計上すべきこと

公金の取り扱いについては、昨年度において祝金等の慣習の見直しと解消を図り、適正な収入事務を行うよう指示しており、今回指摘のあった学校については、個別に指導し改善を図った。

を規定している。

適正な収入事務をされたい。

(4) 理科準備室及び保健室の教材用薬品等の保管について

理科準備室及び保健室の教材用薬品等の台帳整備と併せ定期的な在庫確認がされているかを主眼に実施した。

今回監査対象となった全ての小・中学校においては、保管庫等で適正に保管され、台帳についてもそれぞれ整備されていたが、一部の学校において日常の在庫管理が台帳で確認できないものが見受けられた。

定期的な在庫の確認を行い適正な台帳管理に努められたい。

理科準備室及び保健室の教材用薬品等の保管については、日常の在庫状況を明確にするため台帳に記載し、定期的に在庫の確認を行うとともに今後も適正な台帳管理に努めるよう徹底した。

中学校

(1) 危機管理体制について

危機管理マニュアルの整備状況と併せ具体的計画に沿った避難誘導訓練が実施されているかを主眼に実施した。

危機管理マニュアルについては、今回監査対象となった全ての小・中学校において整備されていたが、一部の学校において具体的計画に沿った避難誘導訓練が実施されていない状況が見受けられた。

消防法施行令において、防火管理者は、消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的実施しなければならないとある。

消防計画に基づき避難訓練を実施されたい。

学校における避難訓練については、消防計画等に基づき防災教育の一環として計画的に実施している。今回指摘のあった学校についてはその後避難訓練を実施した。

今後も各学校における消防計画等に基づき避難訓練を実施するよう徹底した。

(2) 施設の管理及び安全対策について

学校敷地内及び通学路の危険箇所が把握されているかを主眼に実施した。

学校敷地内及び通学路の危険箇所の把握については、今回監査対象となった全ての小・中学校において危険箇所を把握の上、一定の対策は

学校施設の管理及び安全対策については、計画的な屋根防水等の部分改修工事や緊急的、危険度の高い箇所についての修繕対応を実施し、安全で快適な学校環境づくりに努めた。

<p>講じられていたが、フェンスの修繕や廊下・体育館の雨漏り等施設を管理する上で改善すべき箇所が見受けられた。</p> <p>児童、生徒の健全な育成を図らなければならない学校施設において、教育環境の改善と安全確保という観点から、早急に改善を図られたい。</p> <p>(4) 理科準備室及び保健室の教材用薬品等の保管について</p> <p>理科準備室及び保健室の教材用薬品等の台帳整備と併せ定期的な在庫確認がされているかを主眼に実施した。</p> <p>今回監査対象となった全ての小・中学校においては、保管庫等で適正に保管され、台帳についてもそれぞれ整備されていたが、一部の学校において日常の在庫管理が台帳で確認できないものが見受けられた。</p> <p>定期的な在庫の確認を行い適正な台帳管理に努められたい。</p>	<p>今年度においても全面的な防水工事を実施する。</p> <p>理科準備室及び保健室の教材用薬品等の保管については、日常の在庫状況を明確にするため台帳に記載し、定期的に在庫の確認を行うとともに今後も適正な台帳管理に努めるよう徹底した。</p>
---	---

「揭示済」

亀岡市監査公表第19号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年7月17日

亀岡市監査委員 大西鎮雄  
 亀岡市監査委員 小島義秀

平成23年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>生涯学習部</p> <p>イ 人権啓発課</p> <p>目的外使用許可物件の占用料において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が財務規則に定めた納期限ではなかった。</p> <p>財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと規定されている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>亀岡市財務規則の規定に基づく納期限を設定した。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第20号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年7月17日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

平成23年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>生涯学習部</p> <p>市民協働課</p> <p>イ 予定価格は設定されているか。</p> <p>決裁書に、「予定価格を省略」と記載されているものがあつた。</p> <p>人権啓発課</p> <p>ア 随意契約理由が決裁書類に記載されているか。</p> <p>施設管理業務委託契約において、決裁書類に随</p>	<p>亀岡市財務規則に基づき、適切な予定価格を設定した。</p> <p>決裁書類に随意契約の適用条項を記載し</p>

<p>意契約の適用条項が記載されていなかった。                  ついては、決裁書類に随意契約とする適用条項を記載されたい。</p> <p>イ 予定価格は設定されているか。                  決裁書に「業務委託料等」とあるものの、予定価格が記載されていないものがあった。                  ついては、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p> <p>ウ 随意契約の適用条項の理由は適正か。                  予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号を適用しているものがあった。                  ついては、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。</p>	<p>た。</p> <p>亀岡市財務規則に基づき、適切な予定価格を設定した。</p> <p>随意契約の適用条項において、第1号に該当する場合は、第1号を適用するよう措置した。</p>
--	---

「揭示済」



教育委員会欄

任免及び辞令

(各 通) 井 尻 利 守  
 西 田 昭 文  
 吉 田 龍 一  
 森 二 三 雄  
 中 西 康  
 丸 山 一 久  
 野 村 千 代 子  
 宝 積 玄 承  
 前 田 厚 子  
 山 本 淳 子  
 松 井 や す 子  
 竹 岡 順 子

亀岡市社会教育委員に委嘱します  
 任期は平成26年6月30日までとします  
 平成24年7月1日

(各 通) 藤 田 慶 子  
 市 岡 悦 子  
 倉 岡 千 春  
 松 本 正 裕  
 勝 山 康 子

亀岡市図書館協議会委員の委嘱を解きます  
 平成24年7月14日

(各 通) 藤 田 慶 子  
 市 岡 悦 子  
 倉 岡 千 春  
 小 林 共 平  
 勝 山 康 子

亀岡市図書館協議会委員に委嘱します  
 平成24年7月15日

公平委員会欄

告 示

亀岡市公平委員会告示第5号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月19日

亀岡市公平委員会  
 委員長 松本貞男

- 1 登録団体  
 亀岡市職員連絡会  
 代表者役職氏名 会長 林 佐百合  
 (主たる事務所所在地)  
 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内
- 2 登録年月日 平成24年7月19日
- 3 登録番号 平成24年公平第6号

「揭示済」

# 上下水道部欄

## 規程

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第15号

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部職員就業規程（昭和58年亀岡市公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「治ゆ」を「治癒」に改める。

第12条の2中「一に」を「いずれかに」に改める。

第21条第1項中「、風紀」を「及び風紀」に改める。

第23条中「そそのかし」を「唆し」に改める。

第26条第1項及び第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第30条第1項中「及び復旧等」を「、復旧等」に改める。

第42条の2第3項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第51条中「一に」を「いずれかに」に、「該当する者として」を「該当するものとし

て」に改める。

第52条第4項並びに第54条第4項及び第5項中「すべて」を「全て」に改める。

第56条第3項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第58条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第60条第1項中「整備と安全」を「整備、安全」に改める。

第63条第2項第5号中「状況と」を「状況及び」に改める。

別表第1の3の項中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市上下水道部告示第9号

亀岡市指定給水装置工事  
事業者指定の告示

平成24年7月19日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

## 記

### 1 指定した日

平成24年7月19日

### 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
264	川見設備	川見 健太	南丹市八木町氷所河原2番地

「揭示済」